

事務連絡

平成29年5月2日

各都道府県・指定都市教育委員会 担当課 御中

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

障害のある児童生徒との交流及び共同学習等
実施状況調査について（依頼）

日頃から特別支援教育の推進に格段の御尽力をいただき、誠にありがとうございます。

平成29年2月20日、ユニバーサルデザイン2020 関係閣僚会議において「ユニバーサルデザイン2020 行動計画」が取りまとめられ、「様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと」（「心のバリアフリー」）を実現するために、政府が行うべき施策がまとめられました（別添5参照）。

その中で、学校教育において「心のバリアフリー」を推進する教育を展開するための具体的施策として、障害のある人との交流及び共同学習が活性化されるよう、文部科学省及び厚生労働省が中心となり「心のバリアフリー学習推進会議（仮称）」を設置し、全国において、自治体単位で福祉部局、教育委員会、障害のある人やその支援等にかかわる社会福祉法人等の団体間のネットワーク形成を促進する方策を検討することが明記されました（別添5の8頁参照）。

このことを踏まえ、文部科学省において標記会議を設置し、平成30年度以降に実施する具体的な取組について検討する予定です。

標記調査は、当該検討にあたり、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校における、障害のある児童生徒との交流及び共同学習並びに障害のある人との交流などの実施状況を把握することを目的として実施するものです。

については、御多用中恐れ入りますが、下記のとおり、調査への御協力をお願いします。

また、本調査は、当課において取りまとめたものを公表するとともに、外部からの資料提供の要請等があった場合には、各教育委員会から提出された別添2～4の「文科省提出用 総票」を提出する場合もございますので、あらかじめ御了承ください。

記

【調査の内容及び回答方法】

別添1のとおり。

【調査の対象】

都道府県・・・・・・・・都道府県内の公立（指定都市が設置するものを除く。）小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校について、回答の取りまとめをお願いします。

指定都市・・・・・・・・指定都市が設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校について、回答の作成をお願いします。

【調査票】

別添 2 調査票：小学校用（文科省提出用 総票） …小学校・義務教育学校前期課程

別添 3 調査票：中学校用（文科省提出用 総票） …中学校・義務教育学校後期課程・
中等教育学校前期課程

別添 4 調査票：高等学校用（文科省提出用 総票） …高等学校・中等教育学校後期課程

【参考資料】

別添 5 ユニバーサルデザイン 2020 行動計画

（平成 29 年 2 月 20 日 ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議）

【締切及び提出先】

平成 29 年 7 月 3 日（月）までに tokubetu@mext.go.jp へメールにて御提出ください。

【本件連絡先】 文部科学省初等中等教育局
特別支援教育課 企画調査係（田井、磯谷、古屋、片貝）
指導係（山下、麻田）
〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2
電話：03-5253-4111（内線）3193 FAX：03-6734-3737
E-mail：tokubetu@mext.go.jp

障害のある児童生徒との交流及び共同学習等 実施状況調査（作業要領）

1. 本調査の対象

公立の小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校（以下「小・中・高等学校等」という。）

2. 調査時点

平成29年3月31日現在（平成28年度の実績）

3. 提出期限

平成29年7月3日（月）

4. 調査方法

調査票調査（電子メールによる回答）

5. 調査概要

公立の小・中・高等学校等における、障害のある児童生徒との交流及び共同学習並びに障害のある人との交流などの実施状況について、公立の小・中・高等学校等が回答するもの。調査内容は以下3点。

1. 小・中・高等学校等と「特別支援学校」の児童生徒の交流及び共同学習の状況（①学校間交流、②居住地校交流の状況）
2. 通常の学級と「特別支援学級」の児童生徒の交流及び共同学習の状況
3. 上記1及び2以外の障害のある人との交流の状況

※ 全て、教育課程に位置づけられている活動を対象とします。

※ それぞれの定義については「9. 調査項目」参照ください。

6. 結果の取扱い

各機関の回答については、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課において取りまとめた後、公開の検討の場で使用する可能性があるほか、外部からの資料提供の要請等があった場合には、各機関から提出された別添2～4の「文科省提出用 総票」を提出する場合もあるので、あらかじめ御了承ください。

7. 調査票

別添2 調査票：小学校用（文科省提出用 総票）

…小学校・義務教育学校前期課程

別添3 調査票：中学校用（文科省提出用 総票）

…中学校・義務教育学校後期課程・中等教育学校前期課程
別添4 調査票：高等学校用（文科省提出用 総票）

…高等学校・中等教育学校後期課程

※「文科省提出用 総票」シートのみ提出してください。

※【参考】と付されたシートは、文部科学省への提出は不要です。市町村や学校に依頼する際の取りまとめ用に適宜御利用ください。

8. 回答方法

7. の調査票に必要事項を御記入の上、電子メールに添付して tokubetu@mext. go. jp へ御提出ください。調査表は小学校・中学校・高等学校用の各「文科省提出用 総票」シートを一つのファイルにまとめ、ファイル名及びメールの件名は「【交流及び共同学習調査】都道府県・指定都市名」としてしてください（例：「【交流及び共同学習調査】〇〇県」）。

9. 調査項目

1. 「特別支援学校」の児童生徒との交流及び共同学習の状況

<学校間交流について>

小・中・高等学校等と特別支援学校が学校間で連携し、特別支援学校の児童生徒と小・中・高等学校等の児童生徒が交流及び共同学習を実施している状況について御回答ください。

以下の質問項目について、所管する小・中・高等学校等に回答いただき、項目毎の回答総数を別添2～4の「文科省提出用 総票」に入力の上、御提出ください。

（質問項目）

(1) 平成28年度に特別支援学校との交流及び共同学習（学校間交流）を実施しましたか（回答はひとつ）。

() 実施した ((2) ~ (6) ~)

() 実施していない ((7) ~)

※ (2) ~ (6) は、(1) で「実施した」と回答した学校のみ回答

(2) 毎年度継続的に実施していますか（回答はひとつ）。

() 毎年度継続的に実施

() 数年に1度実施

※ (3) は、(2) で「毎年度継続的に実施」と回答した学校のみ回答

(3) 学校全体で、年間の実施回数はいくつですか（回答はひとつ）。

() 年1回

() 年2～3回

() 年4～6回

() 年7回以上

(4) 教育課程にどのように位置づけていますか（複数回答可）。

- 教科
- 特別の教科 道徳（※高等学校には当該選択肢はありません）
- 総合的な学習の時間
- 特別活動
- その他

(5) 貴校では、1年間で、どのような児童生徒が参加していますか（回答はひとつ）。

- 全ての児童生徒
- 特定の学年の全児童生徒
- 特定の学年の特定の児童生徒

(6) 交流及び共同学習の実施にあたり、特別支援学校との調整を行っているのは誰ですか（複数回答可）。

- 学級担任
- 特別支援教育コーディネーター
- 教育委員会の担当者
- その他

※(7)は、(1)で「実施していない」と回答した学校のみ回答

(7) 実施していない理由は何ですか（複数回答可）。

- 近隣に交流できる特別支援学校がない
- 実施準備や事前の調整が負担である
- 教科等の時数を確保することを優先している
- その他

<居住地校交流について>

小・中・高等学校等において、当該学校が所在する地域に居住する特別支援学校の児童生徒を受け入れ、交流及び共同学習を実施している状況について御回答ください（※学校間交流が、児童生徒の居住地を問わず学校間が連携し、交流及び共同学習を行うものであるのに対して、居住地校交流は、特別支援学校の児童生徒が居住する地域の小・中・高等学校等が当該児童生徒を学校に受け入れ、交流及び共同学習を実施するものです。）。

以下の質問項目について、各学校に回答いただき、項目毎の回答の総数を別添2～4の「文科省提出用 総票」に記載の上、御提出ください。

（質問項目）

(1) 平成28年度に交流及び共同学習（居住地校交流）として、地域に居住する特別支援学校に在籍する児童生徒の受け入れを実施しましたか（回答はひとつ）。

- 実施した （(2)～(6)へ）
- 実施していない （(7)へ）

※(2)～(6)は、(1)で「実施した」と回答した学校のみ回答

(2)年間何名の児童生徒を受け入れていますか(回答はひとつ)。

- 5名以下
- 6名以上～10名以下
- 11名以上～15名以下
- 16名以上～20名以下
- 21名以上

(3)特別支援学校の児童生徒1人あたりについて、何年間継続して実施されていますか。個々の児童生徒により異なる場合は平均的な年数を御回答ください(回答はひとつ)。

- 1～2年間
 - 3～4年間
 - 5～6年間
- (※中学校・高等学校の場合、 1年間 2年間 3年間)

(4)特別支援学校の児童生徒1人あたりについて、年間の実施回数はどのくらいですか。個々の児童生徒により異なる場合は平均的な回数を御回答ください(回答はひとつ)。

- 年1回
- 年2～3回
- 年4～6回
- 年7回以上

(5)教育課程にどのように位置づけていますか(複数回答可)。

- 教科
- 特別の教科 道徳(※高等学校には当該選択肢はありません)
- 総合的な学習の時間
- 特別活動
- その他

(6)交流及び共同学習の実施にあたり、特別支援学校との調整を行っているのは誰ですか(複数回答可)。

- 学級担任
- 特別支援教育コーディネーター
- 教育委員会の担当者
- その他

※(7)は、(1)で「実施していない」と回答した学校のみ回答

(7)実施していない理由は何ですか(複数回答可)。

- 地域に居住する特別支援学校に在籍する児童生徒がない
- 実施準備や事前の調整が負担である

- 教科等の時数を確保することを優先している
- その他

2. 「特別支援学級」の児童生徒との交流及び共同学習の状況

小・中学校等における、通常の学級と特別支援学級の児童生徒の交流及び共同学習の状況について御回答ください。

以下の質問項目について、所管する小・中学校等に回答いただき、項目毎の回答総数を別添2・3の「文科省提出用 総票」に入力の上、御提出ください（高等学校においては特別支援学級がありませんので、別添4には回答欄がありません）。

（質問項目）

- (1) 貴校に特別支援学級は設置されていますか。
 - 設置されている
 - 設置されていない

- (2) 平成28年度に特別支援学級と通常の学級の交流及び共同学習を実施しましたか（回答はひとつ）。
 - 実施した（→(3)～(5)へ）
 - 実施していない（→(6)へ）

※(3)～(6)は、(2)で「実施した」と回答した学校のみ回答

- (3) 毎年度継続的に実施していますか（回答はひとつ）。
 - 毎年度継続的に実施
 - 数年に1度実施

※(4)は、(3)で「毎年度継続的に実施」と回答した学校のみ回答

(4) 特別支援学級の児童生徒1人あたりについて、週当たりの実施時間数はどのくらいですか。個々の児童生徒により異なる場合は平均的な時間数を御回答ください（回答はひとつ）。

- 週1時間未満
- 週1～4時間
- 週5～9時間
- 週10時間以上

(5) 教育課程にどのように位置づけていますか（複数回答可）。

- 教科
- 特別の教科 道徳（※高等学校には当該選択肢はありません）
- 総合的な学習の時間
- 特別活動
- その他

※(6)は、(2)で「実施していない」と回答した学校のみ回答

(6) 実施していない理由は何ですか(複数回答可)。

- 自校に特別支援学級在籍の児童生徒がない
- 実施準備や事前の調整が負担である
- 教科等の時数を確保することを優先している
- その他

3. 上記1及び2以外の障害のある人との交流の状況

小・中・高等学校等の児童生徒が、障害のある人との交流を行っている状況について御回答ください。上記1及び2の、障害のある児童生徒との交流及び共同学習とは異なり、大人の障害のある人との交流を対象とします。障害者施設等での交流活動や、障害のある人を講師とした学習や活動を想定しています。**5. 調査概要**に記載のとおり、教育課程に位置づけられている活動を対象とします。

以下の質問項目について、所管する小・中・高等学校等に回答いただき、項目毎の回答総数を別添2～4の「文科省提出用 総票」に入力の上、御提出ください。

(質問項目)

(1) 平成28年度に障害のある人との交流活動(障害のある児童生徒との交流及び共同学習を除く。)を実施しましたか(回答はひとつ)。

- 実施した (→(2)～(5)へ)
- 実施していない (→(6)へ)

※(2)～(5)は、(1)で「実施した」と回答された学校におたずねします。

(2) 毎年度継続的に実施していますか。

- 毎年度継続的に実施
- 数年に1度実施

※(3)は、(2)で「毎年度継続的に実施」と回答した学校のみ回答

(3) 学校全体で、年間の実施回数はどのくらいですか(回答はひとつ)。

- 年1回
- 年2～3回
- 年4～6回
- 年7回以上

(4) 教育課程にどのように位置づけていますか(複数回答可)。

- 教科
- 特別の教科 道徳(※高等学校には当該選択肢はありません)
- 総合的な学習の時間
- 特別活動
- その他

(5) 1年間で、どのような児童生徒が参加していますか(回答はひとつ)。

- () 全ての児童生徒
- () 特定の学年の全児童生徒
- () 特定の学年の特定の児童生徒

※(6)は、(1)で「実施していない」と回答された学校におたずねします。

- (6) 実施していない理由は何ですか(複数回答可)。
- () 近隣に交流できる障害のある人がいるという情報がない
- () 実施準備や事前の調整が負担である
- () 教科等の時数を確保することを優先している
- () その他

10. 参考

1. 学習指導要領における関係記述

現行の学習指導要領における関係記述は以下のとおりです。

(1) 障害のある児童生徒との交流及び共同学習について (9. 調査項目の1及び2関係)

<小学校学習指導要領> (平成20年3月告示)

第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

(12) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

(※中学校、高等学校の学習指導要領にも同旨の記述あり。)

第5節 生活

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(3) 具体的な活動や体験を行うに当たっては、身近な幼児や高齢者、障害のある児童生徒などの多様な人々と触れ合うことができるようにすること。

(2) 障害のある人との交流について (9. 調査項目の3関係)

＜小学校学習指導要領＞（平成 20 年 3 月告示）

第 6 章 特別活動

第 3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第 2 の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(4)〔学校行事〕については、学校や地域及び児童の実態に応じて、各種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施すること。また、実施に当たっては、異年齢集団による交流、幼児、高齢者、障害のある人々などとの触れ合い、自然体験や社会体験などの体験活動を充実するとともに、体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動を充実するよう工夫すること。

（※中学校、高等学校の学習指導要領にも同旨の記述あり。）

（以上）